

毎日のお仕事お疲れ様です。
10月に入り、朝晩はめっきり涼しくなって、夏から秋へと季節の移り変わりを肌で感じられる時期となりました。体調管理には十分お気をつけてください。
平成27年も残すところ2ヶ月あまりとなりました。そこで今回は平成28年度からの軽自動車税の税率変更についてお知らせします。

軽自動車税の税率改正のお知らせ

平成28年度から税制改正に伴い軽自動車税が以下のとおり見直されることとなります。

【原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車】

車種区分		標準税率	
		現行 (平成27年度)	改定後 (平成28年度から)
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円

【軽三輪車・軽四輪以上の車両】

車種区分			標準税率		
			現行税率	新税率	重課税率 (平成28年度から)
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

●現行税率

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から一定年数（13年）を経過するまで適用されます。

●新税率

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から一定年数（13年）を経過するまで適用されます。

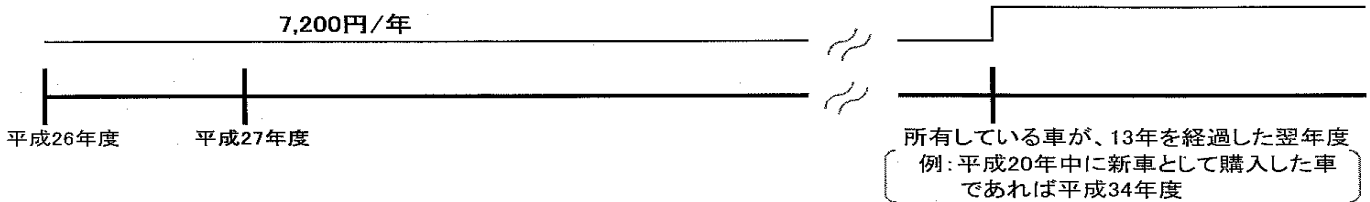
●重課税率

重課税率は、グリーン化を進める観点から平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課が導入されます。

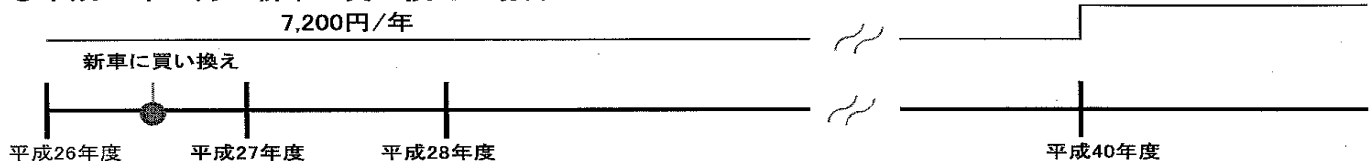
（平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は平成28年度から重課税率の対象となります。）

軽自動車の税負担の変化(自家用・乗用の例)

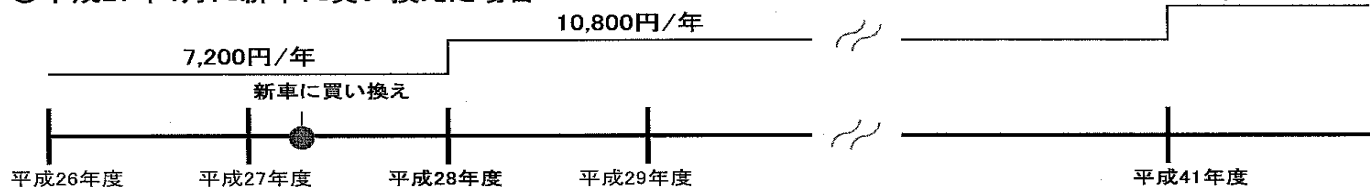
○平成26年4月現在、軽自動車を所有している場合



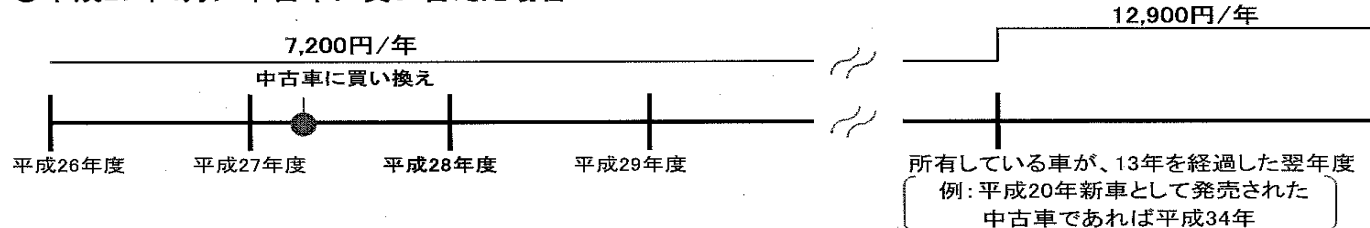
○平成26年10月に新車に買い換えた場合



○平成27年4月に新車に買い換えた場合



○平成27年4月に中古車に買い替えた場合



原付・小型特殊自動車については、市役所の税務課で廃車・名義変更の手続きが行えます。
現在、所有していない車両がございましたら、早めに廃車の手続きを行ってください。



軽自動車グリーン特例(軽課)措置

三輪及び四輪以上の軽自動車で、平成27年度4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた、一定の環境性能を有する対象車に該当する車両は、軽課税率が適用されます。軽課税率が適用されるのは、平成28年度の一年間のみです。軽課税率となる対象車及び税率(年額)は裏面の表のとおりです。

対象車			内容
電気自動車・天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNox10%低減)			概ね75%軽減
ガソリン・ハイブリッド車	乗用	平成32年度燃費基準+20%達成車	概ね50%軽減
	貨物	平成27年度燃費基準+35%達成車	
	乗用	平成32年度燃費基準達成車	概ね25%軽減
	貨物	平成27年度燃費基準+15%達成車	

※ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において平成21年以降に適用される排出ガス規制。
 ※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。
 ※天然ガス自動車とは、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両とする。

車種区分			税率(年額)		
			概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
三輪	50ccを超え660cc以下のもの		1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	3,500円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

税率改正に関するQ&A

【平成27年度からの変更点(税額変更)】

Q1

原動機付自転車や小型特殊自動車の税額はいつから変更になりますか？

A

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車は、すべて平成27年度から税額が変更になります。

Q2

平成27年4月1日に軽自動車(四輪・乗用自家用)を新車で購入した場合、税額はいくらになりますか？

A

10,800円になります。
 平成27年4月1日以降に新規登録された軽三輪車・軽四輪以上の車両の税額が変更になります。ただし、平成27年3月31日までに新規登録された車両の税額は現行のままです。

【平成28年度からの変更点(重課税率)】

Q3

平成14年12月1日に軽自動車(四輪・乗用自家用)を新車で購入しました。今までの税額は7,200円でしたが、平成28年度からは変更になりますか？

A

変更になります。新規登録から13年を超えた軽三輪車・軽四輪以上の車両の税額は平成28年度から12,900円になります。

Q4

平成27年4月1日に軽自動車(四輪・乗用自家用)を新車で購入した場合、税額はずっと10,800円ですか？

A

平成41年度から、新規登録から13年を超えるため、税額は12,900円になります。

Q5

平成20年5月初年度登録の中古車の軽自動車(四輪・貨物自家用)を購入した場合、税額はいくらですか？

A

平成33年までは、税額は4,000円です。平成34年から、新規登録から13年を超えるため、税額は6,000円になります。

【平成28年度からの変更点(軽課税率)】

Q6

ガソリン車の場合、燃費基準達成車かどうかは何を見ればわかりますか？

A

自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。乗用は「平成32年度燃費基準達成車」以上、貨物は「平成27年度燃費基準達成車+15%達成車」以上が対象車となります。

Q7

平成17年排出ガス基準75%低減達成車とはどこに記載されていますか？

A

車両の後面ガラスの右下に、右図のようなステッカーが貼ってあります。



Q8

平成27年5月に新車で軽自動車(乗用)を買いました。軽課の対象車で平成28年度の税額が8,100円になった場合、平成29年度以降の税額はいくらになりますか？

A

軽課税率の適用期間は平成28年度のみなので、軽自動車(乗用)の場合は、平成29年度から平成40年度までの税額は10,800円になります。また、平成41年度からは、新規登録から13年を超えるため、税額は12,900円になります。

問合せ先 市役所 税務課 市税係 TEL 22-1111(内線 229・233)